

長野市議会の議決すべき事件に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件に関し、別に条例で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（議会の議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。